

整理番号	消防 - 法不 - 56
------	--------------

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第 2 査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	第 2 種製造者の製造施設、製造方法の技術基準適合命令
概要	市長は、第 2 種製造者の製造のための施設又は製造の方法が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該第 2 種製造者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第12条第 3 項 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> )
処分基準	高圧ガス保安法第12条第 3 項 都道府県知事は、第 2 種製造者の製造のための施設又は製造の方法が、前 2 項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って、高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備考	